

平成 28 年度第 1 回日野市入札及び契約等監視委員会議事概要

開催日時場所	平成 28 年 5 月 26 日（木） 午前 10 時 00 分～午前 10 時 45 分 日野市役所 5 階 501 会議室	
出席委員	委員長 西浦 定継（明星大学理工学部教授） 委員 濱中 大輔（税理士 星野・濱中会計事務所） 委員 山下 太郎（弁護士 日野市民法律事務所）	
議事次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 審議事項</p> <p>（1）抽出案件について（平成 28 年 2 月 1 日から平成 28 年 4 月 30 日までの総務課契約締結分）</p> <p>3. その他</p> <p>4. 閉会</p>	
	<b>質問・意見</b>	<b>回答</b>
	<p>2（1）抽出案件について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>抽出案件の概要説明を事務局に求める。</li> </ul> <p>○設計について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「公共用地測量業務委託」について、現在は設計測量案件についての指名台帳を作成しているということだが、どういうものか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の審査対象期間は、平成 28 年 2 月 1 日から平成 28 年 4 月 30 日までとなっています。</li> <li>この間に総務課で契約締結した案件の総数は 809 件です。4 月 1 日付けで契約を行う準備行為案件が含まれるため、件数が多くなっており、前年と比べて微増となっています。</li> <li>全体に占める特命随意契約案件の割合は約 66%と、前年比 6%ほどの増となっています。この増加分の多くは準備行為案件となっています。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>本件は、市内全域の公共用地について現地測量、権利者関係調査、境界確認を実施するものです。特定の業者への指名回数への偏りが生じるのを防ぐため、業者名と案件名を一覧にし、測量案件全体をとおして各業者の指名回数が分かるよう</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後は、設計案件全体のほかに、本件についてのみの指名台帳を作成するということだが、業者を入れ替える基準はどのように考えているのか。</li>   <li>・ 入れ替えた理由が説明できるようにルール作りが必要ではないか。</li>   <li>○消耗品について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「菜皿ほか」について、食器は定期的に補充しているのか。</li> </ul> </li>   <li>○修繕について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「中央公民館トイレ洋式化取替修繕」について、電子入札の際の注意事項というのは、普通に読み取れるものなのか。</li> </ul> </li>   <li>○委託について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「水質検査業務委託」について、実際の見積合せになると業者の提示金額が下がるということだが、例えば都の積算基準が下がっているという理由等での下落なのか。</li> </ul> </li> </ul>	<p>にした台帳です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件に限定して過去の指名状況を確認したところ、指名回数に偏りが生じていたことが分ったため、本件のみの台帳を作成し、指名回数のチェックを図ろうと考えています。業者の入れ替えについては、台帳をもとに前年度落札業者は次年度も指名をし、落札金額と乖離のある金額提示をした業者については入れ替える、という考えでおります。</li> <li>・ 確かに入れ替えとなる業者とそうではない業者、両者存在することになるため、明確なルール作りをしていきます。</li>   <li>・ 本件は、学童クラブで使用する平成 28 年度に向けた児童用食器の補充です。新年度に向けて、毎年購入しています。</li>   <li>・ 中央公民館 1・2 階トイレの洋式化への取替修繕です。電子入札において、業者が金額を入力する際、画面上の注意事項を失念したのですが、通常は読み取れるものと考えています。</li>   <li>・ 本件は、市内 18 事業場の排水を採取し、定期的に水質検査をする業務です。ここ数年、参考見積時の金額に比べ、見積合せ時には提示金額が下がるという状況が続いています。工事や設計案件では都の積算基準がありますが、業務委託ではそのような基準はないため、参考見積をもとに設計金額を決めています。そのため、複数者から参考見積を徴したうえ</li> </ul>
--	---

<p>○賃貸借について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「特別支援学級(大坂上中 10 組) 校外学習バス借上ほか 2 件」について、今年度の案件は全て決定したということか。</li> </ul>	<p>で、設計金額を決めた本件については、その参考見積額が高いのか低いのかの判断は難しいというのが現状です。少なくとも、良好に履行されているかどうかについての確認は引き続き行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本件は、特別支援学級における校外学習及び宿泊訓練に使用するバスの借上げです。昨年の契約では、契約依頼の時期が実施日の 2~3 か月前であったため、複数の特別支援学級の案件で不調となり、日程変更を含めた仕様変更により、見積合せをやり直しての契約決定となったものです。その反省を踏まえ、今年度は担当課や学級側の早期対応により早めの契約依頼があり、全案件が契約決定となっています。</li> </ul>
--	---